

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

NOVEMBER 2016  
 VOL.580

# 11



## ●2016 11月号 CONTENTS●

### 腰痛の予防対策に熱心な介護施設を

- 茨城労働局長が視察 …2
- 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です …3
- 雇用保険の適用拡大等について …4
- 「財形貯蓄」を導入して福利厚生を充実させませんか? …8
- 「配偶者手当」の在り方の検討に向けて …9
- いばらきジョブフェスタを開催 …10
- 茨城地区出張特別試験が実施される …10
- 業務改善助成金の活用事例について …11

- 働き方改革ワークショップ参加者募集中! …11
- 無期転換ルールの特例措置 …12
- 労働契約法等解説セミナーを開催します …13
- ストレスチェックはお済みですか? …14
- 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ …14
- 県内の労働災害発生状況速報 …15
- 平成28年度茨城県産業安全衛生大会盛大に開催される …15
- 平成28年死亡災害発生状況 …15
- 講習会のご案内 …16



# 腰痛の予防対策に熱心な介護施設を 茨城労働局長が視察

～多発する社会福祉施設の腰痛災害の防止に向けて～

全国労働衛生週間中(10月1日～7日)に伴い、茨城労働局の西井 裕樹 局長は4日、特別養護老人ホーム「うみべの家」(東茨城郡大洗町)を訪れ、労働災害防止につながる腰痛の予防対策について視察しました。

特別養護老人ホームをはじめとした社会福祉施設では、ここ10年ほどで労働災害が2倍以上に増加し、昨年の

茨城県内での社会福祉施設で発生した労働災害は131件で、そのうち腰痛を原因とする労働災害は28件と、全体の2割超を占めており、建設業や道路貨物運送業などの他の産業と比べても、社会福祉施設での発生件数はきわめて多く発生しています。

このホームでは、入居者が車椅子からベッドに移乗する際や入浴時など、介護者の腰への負担を軽減するための電動リフトを使用しており、就業前には、腰痛予防体操を行うなどの対策を講じた結果、昨年からの介護者の離職はなく、有能な人材確保につなげています。

西井局長は「リフトの使用や腰痛予防体操は、腰痛災害の軽減につながるだけでなく、入居者・労働者双方にとってもメリットが大きい。この施設のように、腰痛予防対策に積極的に取り組んでいる状況を県内に広く周知し、社会福祉施設の労働災害の増加傾向に歯止めをかけていきたい。」と、講評しました。



西井局長の挨拶



ストレッチ体操



電動リフトの活用

# 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため茨城労働局では、同月間にあわせ、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

事業場の皆様におかれても、過重労働に係る健康障害を防止し、また賃金不払残業を解消するために、次の取組をお願いします。

## 過重労働による健康障害を防止するために

### ①時間外・休日労働時間の削減

- ◆ 時間外労働・休日労働に関する協定は、限度基準に適合しているものとする必要があります。
- ◆ 特別条項付き協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は45時間以下とするよう努めましょう。
- ◆ 休日労働についても削減に努めましょう。

### ②年次有給休暇の取得促進

- ◆ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

### ③労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◆ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◆ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

## 賃金不払残業を解消するために

- ①労働時間適正把握基準を順守しましょう。
- ②職場風土を改革しましょう。
- ③適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化し、チェック体制を整備しましょう。

労働条件のお悩みには、労働局や労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」の外に以下のほっとラインでも電話相談をお受けしています。

労働条件相談 ほっとライン	フリーダイヤル <b>0120-811-610</b>
月・火・木・金	午後5時から午後10時
土・日	午前10時から午後5時

### 茨城労働局の取組

茨城労働局のホームページで「過重労働解消キャンペーン」の検索ができます。

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

働き過ぎではありませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？  
 前半の長い仕事をこなす量がありますか？  
 健康をからた、適切な労働時間、健全な労働環境、  
 この検査に一度、見直してみませんか？

**無料** 過重労働時に對する相談はこちら  
 【過重労働解消相談ダイヤル】 **0120-794-713**  
 11月6日⑨ 9:00～17:00

専用WEBサイト [過重労働解消キャンペーン](#)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業主の皆様へ(従業員の皆様へもお知らせください)

# 雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

## 雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」(※1)となっている場合を除き適用除外です。)

### ○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を提出(※3)してください。

### ○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出(※4)してください。

### ○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。)

(※1) 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

(※2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

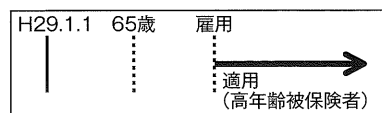
(※3) 被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

(※4) 提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

## 《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

### 〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

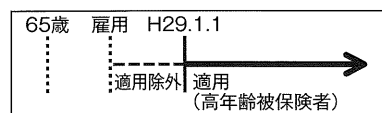
→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、**雇用した日の属する月の翌月10日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。



雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。

### 〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

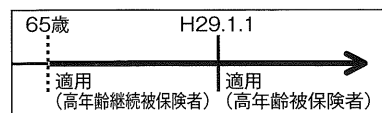
→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月31日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。



平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。

### 〈例3〉高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、**届出は不要**です。





## Q &amp; A

**Q1** 平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の労働者だけが対象となりますか。それとも、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者がいますが、平成29年1月1日になったら雇用保険の加入手続きをしなければならないのですか。

**A1** 平成29年1月1日以降に65歳以上の労働者を新たに雇用した場合だけでなく、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者についても、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の適用の対象となりますので、加入手続きを行う必要があります。  
**平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している65歳以上の労働者の資格取得届は、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに提出してください。**

**Q2** 平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者について、適用要件に該当するかどうかはいつの時点で判断しますか。また、労働者が雇用保険の適用を希望しない場合はどうすればよいのですか。

**A2** 適用要件に該当するかは、平成29年1月1日時点で判断してください。要件に該当すれば雇用保険の**被保険者資格の取得日は平成29年1月1日**となります。なお、事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず適用となります。

**Q3** 65歳以上の方も雇用保険料を徴収する必要がありますか。

**A3** **保険料の徴収は、平成31年度までは免除**となります。保険料率は、毎年変更になる可能性がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

【雇用保険料率について】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

【参考】平成28年度 雇用保険料率	保険料率	事業主負担分	労働者負担分	備 考
一般の事業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{4}{1000}$	農林水産・清酒製造業は $\frac{13}{1000}$ 、建設業は $\frac{14}{1000}$

**Q4** 雇用保険被保険者資格取得届の様式はどこで手に入りますか。

**A4** 届出の様式は、ハローワークで配布していますが、ホームページからもダウンロードが可能です。

【雇用保険関係の届出の様式のダウンロードはこちらです】

<https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?action=initDisp&screenId=600000>

※印刷の際には、印刷ページに記載のある印刷時の注意事項や印刷帳票のポイントをよくご確認ください。

**Q5** 雇用保険被保険者資格取得届について、提出に当たり添付書類は必要ですか。

**A5** 原則として添付書類は不要です。

ただし、事業所として資格取得届の提出が初めての場合は、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)、その他社会保険の資格取得関係書類、雇用契約書など、その労働者を雇用したこと及びその年月日などが確認できる書類の添付が必要です。

また、届出の内容に不整合がある等の場合についても、書類を提出いただく場合があります。詳しくは管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

**Q6** 平成28年12月末までに65歳以上の者を雇用したが、平成28年12月末までに退職した場合や、平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合は、どのような手続きが必要ですか。

**A6** 平成28年12月末までに退職した場合は、手続きは不要です。

平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合については、平成29年1月1日から退職までの間は雇用保険の被保険者となりますので、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届に雇用保険被保険者資格取得届も添えて提出してください。

## 従業員の皆様へもお知らせください

# ～平成29年1月1日より、65歳以上の被保険者も各給付金の対象となります～

## 高年齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給(年金と併給可)されます。

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定(※1)を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給(※2)されます。

(※1) 受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 離職していること
- ・ 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
- ・ 離職前1年間(病气やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができます)に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算)あること

(※2) 被保険者であった期間が1年以上の場合:基本手当日額の50日分  
被保険者であった期間が1年未満の場合:基本手当日額の30日分 } が一時金として支給

- ・ 基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおよそ50%～80%  
(上限6,370円(平成29年7月31日までの額))

## 育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

## 教育訓練給付金について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者(平成28年12月末までに離職した方は、高年齢継続被保険者)として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

詳しくはハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページを参照してください。  
【ハローワークの所在案内】 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

# ～平成29年1月1日より、育児休業・介護休業給付金の要件を見直します～

### 【育児休業給付金】

- 育児休業給付金の対象となる子の範囲について  
養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となります。
- 有期契約労働者の育児休業支給要件について  
有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがある、③子が2歳に達する日まで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、このうち、②の要件は廃止となり、③の要件は「2歳⇒1歳6か月」に緩和されます。

### 【介護休業給付金】

- 対象家族の拡大  
祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件を廃止します。
  - 介護休業の取得回数について  
介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能になります。
  - 有期契約労働者の介護休業給付支給要件  
有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要があるが、②の要件は廃止となり、③の要件は「1年⇒6か月」に緩和されます。
- ※ 平成28年8月1日以降に開始した場合の給付率を引き上げました(賃金の40% → 67%)。



## その他のお知らせ

### ◆ 平成29年1月1日以降に離職した方は、特定受給資格者の基準を見直します

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方であり、これに該当する場合、失業等給付(基本手当)の受給資格を得るために必要な雇用保険加入期間(※)が、「6か月以上」(通常は12か月必要)に短縮されます。

また、失業等給付(基本手当)の給付日数が手厚くなる場合があります。

(※)雇用保険に加入していた期間のうち、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します

#### 【特定受給資格者の基準の見直し内容】

- 事業所から妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いを受けたことにより離職した場合、育児休業・介護休業等の申出を拒否されたことにより離職した場合について、特定受給資格者となります。
- 事業所からの賃金不払があった場合について、これまでは賃金不払が2か月以上続いた場合又は複数回あった場合に対象となっていたところ、賃金不払が1度でもあれば特定受給資格者となります。

### ◆ 雇用保険被保険者資格取得届には、マイナンバーの記載が必要です

何らかの理由によりマイナンバーを記載できない場合には、後日「個人番号登録・変更届出書」を提出してください。届出の様式は、ハローワークで配付していますが、ホームページからもダウンロードが可能です。

【様式のダウンロードはこちら】

<https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=initDisp>

#### 【マイナンバー制度関係資料】

- 雇用保険関係のFAQや様式(厚生労働省ホームページ)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>
- 内閣官房ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 特定個人情報保護委員会ホームページ  
<http://www.ppc.go.jp/>

#### 【マイナンバー総合フリーダイヤル】

- 電話番号:0120-95-0178(無料)  
※一部IP電話などでつながらない場合(有料)
  - ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
  - ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 050-3818-1250
- 受付時間:平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30(年末年始12月29日~1月3日を除く)

マイナンバー  
キャラクター  
マイナちゃん



### ◆ 365日いつでも申請可能な「電子申請」(e-Gov電子申請システム)が便利です、ぜひご利用ください

- ・ 電子申請なら、窓口での提出のように待ち時間を要することがありません。
- ・ ハローワークに来所いただく手間も、書類の郵送の費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます。
- ・ 電子申請を行うには、「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。



<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

- e-Govの操作方法等についてのお問い合わせ先は、電子政府利用支援センターまでお願いいたします。
  - ・ メール:<https://www.egov.go.jp/contact/form/enquete.html>
  - ・ 電話番号:050-3786-2225 FAX:050-3786-2226
- 参考マニュアル
  - ・ オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
  - ・ 雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
  - ・ e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

事業主の  
皆さまへ

# 「財形貯蓄」を導入して 福利厚生を充実させませんか？

## ● 財形貯蓄とは

財形貯蓄は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度で、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて行われています。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。

## ● 財形貯蓄の種類

### ・ 勤労者財産形成貯蓄（一般財形貯蓄）

使途自由な貯蓄をいいます。契約時の年齢制限はなく、複数の契約も可能です。

### ・ 勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄）

60歳以降の契約所定の時期から5年以上の期間にわたって年金として支払いを受けることを目的とした貯蓄をいいます。55歳未満の勤労者が対象で1人1契約までです。利子等に対する非課税措置（※）あります。

### ・ 勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）

持家の取得を目的とした貯蓄をいいます。55歳未満の勤労者が対象で1人1契約までです。利子等に対する非課税措置（※）あります。

※ 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄に係る利子等に対する非課税措置

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄あわせては元利合計550万円（財形年金貯蓄のうち、郵便貯蓄、生命保険又は、損害賠償保険の保険料、生命共済の共済掛金、簡易保険の掛金等に係るものあつては払込ベースで385万円）から生ずる利子等が非課税とされます。

導入をご検討の  
中小企業の皆さま

「財形貯蓄」を導入した場合、  
次のようなメリットがあります。

### その1 あなたの企業の魅力が、格段にアップします。

福利厚生の充実は、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。  
福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります。

### その2 定着率アップや、よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、毎月コツコツと貯金ができるため、従業員に喜ばれる制度です。  
貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。  
福利厚生の充実が定着率のアップにつながった、という企業もあります。

まずはお取引のある最寄りの金融機関までお問い合わせください。

茨城労働局雇用環境・均等室 相談・指導部門  
TEL 029-277-8295



# 「配偶者手当」の在り方の検討に向けて ～ 女性の活躍を促進していくために ～

女性の就業が進むなど社会の実情(共働き、単身者の増加や生涯未婚率の上昇等)が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」※1は、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

今後、労働力人口が減少していくことが予想される中、税制・社会保障制度だけでなく、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

厚生労働省では、労使で「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」を取りまとめました。

各企業におかれては、趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願いいたします。

「配偶者手当」を含めた賃金制度の円滑な見直しに当たっては、**労働契約法、判例など**※2に加え、企業事例などを踏まえ、以下に留意しましょう。

## 「配偶者手当」 の見直しに 当たっての留意点

- ① ニーズの把握など従業員の納得性を高める取組
- ② 労使における丁寧な話し合い・合意
- ③ 賃金原資総額の維持
- ④ 必要な経過措置
- ⑤ 決定後の新制度についての丁寧な説明

※1 民間企業において、配偶者がいる従業員に対して支給される手当のことを「配偶者手当」といいます。実際の手当の名称は、企業によって「家族手当」「扶養手当」などさまざまです。

※2 就業規則により「配偶者手当」を含めた賃金制度の変更を行う場合には、労働契約法の規定等の関係法令や判例も踏まえた対応が必要です。

### (参考)

- 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできません。(労働契約法第9条)
- 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合には、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによることとされています。(労働契約法第10条)

茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

→ 政策について → 分野別の政策一覧 → 雇用・労働 → 労働基準 → 賃金 → 配偶者手当

**未来のための若い力、新規高等学校 卒業予定者を採用しませんか？ いばらきジョブフェスタを開催**

**高校生対象就職面接会 県内4会場で開催**

平成29年3月高等学校卒業予定者を対象とした就職面接会を、県内4会場において下記の日程により開催します。  
就職が決まっていない新規高等学校卒業予定の皆様、未来のための若い力を求めている事業主の皆様、この機会に是非ご参加ください。

	開催日時	会場	お問い合わせ先(学卒担当)
いばらきジョブフェスタ in 土浦	11月2日(水) 13時～	ホテルマロウド筑波 土浦市城北町2-24	ハローワーク土浦 TEL 029-822-5124 ハローワーク石岡 TEL 0299-26-8141 ハローワーク龍ヶ崎 TEL 0297-60-2727
いばらきジョブフェスタ in 日立	11月11日(金) 13時～	ホテル テラス ザ スクエア日立 日立市幸町1-20-3	ハローワーク日立 TEL 0294-21-6441 ハローワーク高萩 TEL 0293-22-2549
いばらきジョブフェスタ in 結城	11月18日(金) 13時～	結城市民情報センター 結城市国府町1-1-1	ハローワーク筑西 TEL 0296-22-2188 ハローワーク下妻 TEL 0296-43-3737 ハローワーク古河 TEL 0280-32-0461 ハローワーク常総 TEL 0297-22-8609
いばらきジョブフェスタ in 水戸	11月21日(月) 13時～	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1	ハローワーク水戸 TEL 029-231-6244 ハローワーク笠間 TEL 0296-72-0252 ハローワーク常陸大宮 TEL 0295-52-3185

**事業主の皆様へ**

面接会への参加を希望される場合は、各ハローワークへお問い合わせください。面接会の参加には高卒用求人の提出が必要となります。なお、座席数の都合により参加申込を締め切っている場合がありますのでご了承ください。

**就職を希望する高校生の皆様へ**

面接会への参加を希望される場合は、ご自身の学校の進路指導担当の先生に面接会に参加希望であることをお伝えいただき、学校を通して、参加希望会場のハローワークへお申込みください。

**主催/共催:茨城県内各ハローワーク・茨城労働局・茨城県・茨城県教育委員会**

**茨城地区出張特別試験が実施される**

去る9月4日(日)、水戸市の茨城大学において衛生管理者等の出張試験が行われ、先日その結果が発表されました。試験結果の概要は下記のとおりです。

この出張試験は、公益財団法人安全衛生技術試験協会が実施し、当茨城労働基準協会連合会が事務局となっているものです。

なお、来年も9月に実施を予定しておりますが、日程・場所が決まりましたら、会報及び当連合会のホームページでお知らせします。

**〈実施結果〉**

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
第一種衛生管理者	778	378	48.6%
第二種衛生管理者	174	107	61.5%
ガス溶接作業主任者	49	33	67.3%
二級ボイラー一技士	212	133	62.7%
ボイラー整備士	45	30	66.7%
クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	53	23	43.4%
移動式クレーン	1	1	100%
一級ボイラー一技士	56	33	58.9%
エックス線作業主任者	108	67	62.0%
潜水士	41	25	61.0%
合計	1517	830	54.7%



# 業務改善助成金の活用事例について

業務改善助成金とは、最低賃金引上げ支援のための助成金で、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

## 支給要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者(雇入れ後6か月を経過していること)の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。  
※過去に業務改善助成金を受給したことがある事業場であっても助成対象となります。

## 支給額

引上げ額に応じて(40円～120円以上)一定額を助成(上限額は200万円)。

### ●活用事例：顧客管理業務をシステム化することで、手間のかかる手作業を減らした例【調剤薬局】

薬の処方にあたって過去の薬剤服用歴の確認をする際、患者情報を紙媒体で管理していたため確認に時間がかかる、管理スペースの確保が必要といった課題があった。そこで助成金を活用して電子薬歴管理システムを導入した。これによって患者の待ち時間の短縮、その時間でより細やかな患者への服薬指導が可能となり患者満足度が上昇。確認時間の短縮によって生産性が向上し、4名の従業員の時間給(最低賃金)を50円引き上げた。更に収益性の向上によって全従業員の昇給を段階的に実施している。

助成金の活用事例は「～最低賃金に引上げに向けて～生産性向上の事例集」で紹介しております。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/)  
詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL029-277-8294)へお問い合わせください。

働き方改革  
いばらき

テーマ:

「時間外労働の削減」「年次有給休暇の取得促進」「女性・高齢者活躍促進」

# 働き方改革ワークショップ

参加者募集中!

最近、「働き方改革」が、マスコミに取り上げられない日はないほど、注目を浴びていますが、実際自社の労働時間や休暇取得の実態は問題がある水準なのか、また改善するにはどのような仕組や制度が足りないのかは、これから検討したいというケースも多いのではないのでしょうか。

当局では、企業の皆さんが日ごろの疑問を解消し、他の企業の担当者と交流しあえる場として、「ワークショップ」を開催することと致しました。本ワークショップは、「働き方改革」に関連する、関心のあるテーマごとにグループに分かれ、専門家※のアドバイスを得ながら問題解決方法を議論する全員参加型の研修会です。

課題の見つけ方から解決方法まで、取組の進捗状況に合わせて個別にアドバイスをいたしますので、是非ご参加ください。

事業所内で、これから人事・労務を担当するという方の参加も大歓迎です。

※茨城労働局では「働き方・休み方コンサルタント」として専門知識と豊富な経験を有する社会保険労務士を任用しています。

日時  
内容

平成28年12月20日(火) 10:00～16:00 (12:00～13:00休憩)

会場

茨城労働総合庁舎2階会議室 (〒310-8511 水戸市宮町1-8-31)

※駐車場がないため、公共交通機関でお越しいただくか、近隣の有料駐車場をご利用ください。

申込み  
方法

- 下記あてお電話にてお申込みいただくか、茨城労働局HP掲載の「参加申込書」をダウンロードし必要事項を記載の上、FAX又は郵送にてお申込みください。
- ご参加いただける場合は、後日参加証をお送りいたします。
- 定員に達し次第、申込みを締め切りますので、ご留意ください。

対象

- 事業主、人事労務担当者等

参加費

- 無料

◆問合せ先◆ 茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31  
TEL 029-277-8295 FAX 029-224-6265

# 無期転換ルールの特例措置

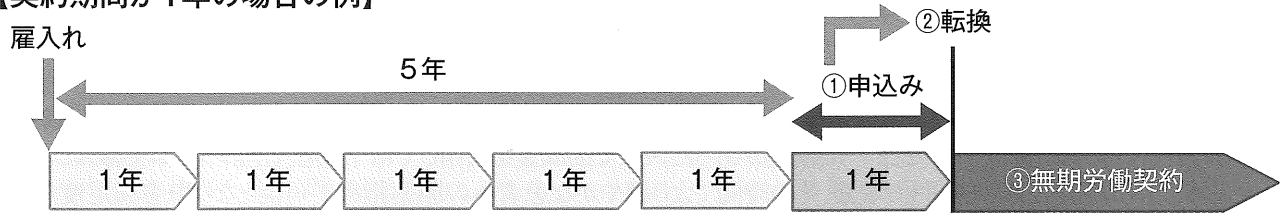
## 無期転換ルールの仕組み

有期労働契約の乱用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図るため、労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されています。

このルールは同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。(労働契約法第18条第1項)

※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する(更新する場合を含みます)有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含みません。

### 【契約期間が1年の場合の例】



## 有期雇用特別措置法とは

専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を通じ、その能力の有効な発揮と、活  
力ある社会の実現を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」(有期  
雇用特別措置法)が平成27年4月1日より施行され、一定の対象有期雇用労働者に対し、行政機関の認定を受  
けた場合は、上記の無期転換ルールに関する特例が適用されるものです。

特例の対象となる有期雇用労働者は以下の二種に限定されています。

### ①第一種 高度専門職

「5年を超える一定の期間内に完了することが予  
定されている業務」に就く高度な専門的知識を有す  
る有期雇用労働者

～条件～

- ・5年を超えるプロジェクトに従事
- ・年収1075万円以上

※高度専門職の範囲は限定されています

### ②第二種 継続雇用高齢者

定年(60歳以上)後に有期契約で継続雇用され  
る高齢の有期雇用労働者

～条件～

- ・定年後に当該事業所に継続雇用される場合が原則

## 無期転換ルールの特例の適用の流れ

- ①特例の適用を希望する事業主が雇用管理に関する措置についての計画を作成。
- ②作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出。(労働基準監督署経由でも提出可)
- ③都道府県労働局は事業主から申請された計画が適切であれば、認定。

特例適用

詳しくは、厚生労働省ホームページ

「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」でご確認ください。

ご質問等は、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)までお問い合わせください。



**無料 労働契約法等解説セミナーを開催します。**  
**～「無期転換ルール」!! 準備はお済ですか?～** 厚生労働省委託事業

**ご存知ですか?「無期転換ルール」**

「無期転換ルール」とは、改正労働契約法により平成25年4月1日以降に採用された「有期労働契約」の労働者が、繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールのことです。

これにより、例えば一年契約のパートさんや契約社員で5年を超える更新をしている場合は、平成30年4月1日から「無期労働契約」への転換の申込ができます。

その時の手続きはどうすれば良いのか? 転換後の労働条件はどうなるのか? など数多くの疑問が寄せられています。また、実施に向けて就業規則の整備などの準備も必要となります。

そこで、労働契約法の概要及び無期転換ルールの解説を中心とした「労働契約法等解説セミナー」を開催します。ふるってご参加下さい。

**A 「水戸会場」(申込期限 平成28年11月30日)**

日 時 平成28年12月9日(金) 午後1時30分～午後4時30分

場 所 水戸市渋井町堺橋263-1 茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター

**B 「土浦会場」(申込期限 平成29年1月13日)**

日 時 平成29年1月25日(水) 午後1時30分～午後4時30分

場 所 土浦市木田余東台4-1-1 ワークヒル土浦

定 員 A・Bいずれの会場も60名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

受 講 料 無 料

申込・お問合せ先 一般社団法人茨城労働基準協会連合会(TEL 029-225-8881)

申 込 方 法 以下の申込書に御記入の上、FAXにてお申込み下さい

----- (切り取らずに、FAXで送付してください。) -----

**労働契約法等解説セミナー受講申込書 (FAX番号 029-227-4507)**

事業場名			
所在地	〒		TEL
			FAX
受講会場 (ご希望の会場に○印をして下さい)	A	水戸会場 (平成28年12月9日開催)	B 土浦会場 (平成29年1月25日開催)
受講者のお名前			
担当者のお名前 (職名・ご連絡先)	( 課 )		

※ご記入いただきました、個人情報については当連合会が責任を持って管理し、当連合会が行う情報提供の送付等のみに使用させていただきます。

# ストレスチェックはお済みですか？ 実施期限は11月末までです！

改正労働安全衛生法により、昨年12月から施行されたストレスチェック制度は、「医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施」を、今年の11月末までに実施し、その結果を所轄労働基準監督署への届出が必要となっています。

なお、常時使用する労働者が50人以上の事業場について、ストレスチェックを実施することが「事業者の義務」となっています。(使用する労働者が50人未満の事業場は「努力義務」となっています。)

## ○ ストレスチェックをどのように実施したらよいのか、悩んでいる事業場もあります！

実施方法(実施規定の作成など)について、無料でお手伝いします。

茨城産業保健総合支援センターにご相談下さい。

## ○ ストレスチェックを実施している健診機関を公表しています！

茨城産業保健総合支援センターのホームページには、ストレスチェック対応健診機関が掲載されています。

【トップページ右側のサイドメニュー 健診機関一覧 をご覧ください。】

### ストレスチェックについてのお問い合わせ

茨城労働局労働基準部健康安全課 TEL 029-224-6215 茨城産業保健総合支援センター TEL 029-300-1221

## 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

### ◇ 新規事業のお知らせ —事業場における治療と職業生活の両立支援事業— ◇

保健師や社会保険労務士が事業場を訪問し、ガイドラインに基づく事業場の取組みを支援します。また、がん、糖尿病、心疾患、肝炎などの疾病で休業している労働者が復職したり、治療しながら就労を継続する時の就業上の措置や治療に対する配慮について、産業保健相談員が相談に応じます。

	日時	申込方法	担当	アドバイス・相談
●事業場の個別訪問 (事業場の状況に応じて具体的にアドバイスします)	打合せで、訪問日時を決定します	電話(029-300-1221) またはメール ( <a href="mailto:mito@ibarakis.johas.go.jp">mito@ibarakis.johas.go.jp</a> ) でお申込みください	両立支援促進員 (保健師、社会保険労務士)	《アドバイスの例》 ・病気休暇や時差出勤などの制度の見直し ・労働者の疾病に関する情報(個人情報)の管理 ・復職に対する対応 ・労働者、管理職に対する研修の実施
●面談または電話による相談	《場所》茨城産業保健総合支援センター 《日時》毎月第2水曜日・13時～16時	電話(029-300-1221)で 予約してください	産業保健相談員 (保健師)	両立支援に関するすべての分野について相談に応じます 《相談の例》 ・個別事例への対応 ・主治医の意見書や診断書 ・復職支援プラン
●メール相談	ホームページよりご相談ください		産業保健相談員 (産業医、保健師)	

### ◇ ストレスチェック実施促進のための助成金 ◇

- ・事業場登録の期日は**11月30日**です。
- ・助成金に関するお問い合わせ **ストレスチェック助成金ナビダイヤル 0570-783046**  
受付時間 平日9時15分～18時(土曜、日曜、祝日休み)



### 一つの企業で50人未満の事業場が複数ある場合の助成金について

**Q1** 当社では労働者数50人未満の営業所が5か所あります。助成金の登録は、営業所ごとに行うのですか？

**A1** 営業所ごとに登録してください。

**Q2** 当社では、営業所も含め、企業として産業医契約を締結しています。産業医契約書は1通のみ作成しています。産業医契約書は営業所ごとに必要ですか？

**A2** 原則として営業所ごとに必要です。例えば、産業医契約書に「日立営業所、土浦営業所、石岡営業所を産業医契約の対象とする」と記載し、産業医契約に含まれる事業場を明示し、営業所ごとに領収証を作成する方法があります。

**Q3** 当社では、産業医を選任していますが、ストレスチェックを外部委託しますので、産業医は実施者になりません。面接指導のみ産業医が実施します。助成金は使えますか？

**A3** 使えます。

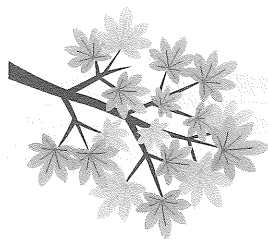
**Q4** ストレスチェック助成金の登録をしようと思います。①産業医との契約書(写)②産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類(写)③労働保険概算・確定保険料申告書等(写)に加えて、ストレスチェックの実施を外部委託する場合は④ストレスチェック実施に係る証明書⑤実施者の要件を備えていることを証明する書類(写)を添付することとされています。この「実施者の要件を備えていることを証明する書類」とは何ですか？

**A4** 医師免許証、認定産業医証、保健師免許証などです。

### 県内の労働災害発生状況速報 (平成28年9月末現在)

業種別		平成28年	前年同期
計		( 18) 1,907	( 23) 1,877
製造業		( 2) 515	( 1) 548
鉱業		( 0) 4	( 0) 5
建設業		( 8) 251	( 10) 230
内訳	土木	( 5) 59	( 3) 54
	建築	( 2) 112	( 3) 106
	その他	( 1) 80	( 4) 70
運輸交通業		( 2) 248	( 4) 260
貨物取扱業		( 0) 21	( 1) 17
農林業		( 0) 29	( 1) 40
畜産水産業		( 1) 86	( 1) 91
商業		( 2) 283	( 3) 252
その他		( 3) 470	( 2) 434

(注) ( )内は、死亡者で内数



### 平成28年度 茨城県産業安全衛生大会 盛大に開催される

第67回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、労働災害の撲滅と職場の労働衛生管理水準の一層の向上を期して、平成28年度茨城県産業安全衛生大会が去る10月12日(水) ホテルレイクビュー水戸において、県内各事業場の約450人の安全衛生関係者の参加の下で、盛大に開催されました。

冒頭、労働災害による殉職者の方に哀悼の意を表して参加者全員による黙祷が行われ、その後産業安全に貢献された事業場・個人に対し、茨城労働局長及び各労働災害防止団体の長からの表彰状の授与が行われました。

第一部においてはこの後、主催者団体代表からの挨拶と茨城労働局長はじめご来賓の皆様方からのご祝辞を賜りました。

第二部では、TOTOウオシュレットテクノ株式会社茨城工場執行役員茨城工場長の田尻三幸氏による事例発表(演題:「TOTOウオシュレットテクノ(株)茨城工場の安全活動について」)と、特別講演(演題:「活断層と地震の科学」)が国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地震災害予測研究グループ長阿部信太郎氏より行われました。

最後に、満場一致で「大会宣言」を採択し、盛会裏に本年度の大会を実施することが出来ました。

### 平成28年死亡災害発生状況

9月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
9月 14~15時	作業 者・ 技能 者 50歳 代 27年	その 他の 小 売 業	墜落・転落	自社の加工場建屋の雨樋の交換作業を労働者3名で行っていた。その作業が終了し、後片付けを行っていたが、被災者は補修のためコーキングガンを持って屋根に登って行き、工場建屋の天井(スレート葺き、高さ8.75m)を踏み抜いて墜落し、死亡した。
			屋根・はり・もや・けた・合掌	
9月 17~18時	作業 者・ 技能 者 40歳 代 5年	その 他の 事 業 — その 他	崩壊・倒壊	廃材置き場において、地盤を補強するため地面にコンクリートを敷く作業を行っていたところ、近くに積み重ねてあった廃材プラスチックの塊(1.4m×1m×1.3m、350kg)が崩壊し、被災者に接触して死亡した。
			その他の起因物	



# 講習会のご案内 (11月中旬~12月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
12/5~6・7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
12/6~7・8・9	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
11/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
11/17~18	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/24~25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/13~14	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
11/29~12/1	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・水海道・龍ヶ崎協会
<b>ガス溶接</b>		
11/14~15	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
12/16~17	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>玉掛け</b>		
11/25~26・27	平成館 (古河市)	古河協会
12/8~9・11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
12/8~9・10	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/9~10・11	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>プレス機械作業主任者</b>		
12/14~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フォークリフト運転 (学科)</b>		
11/10	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
11/13	平成館 (古河市)	古河協会
11/16	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
11/19	NC東日本コンクリート工業 (株) (筑西市)	筑西協会
12/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/4	平成館 (古河市)	古河協会
12/5	ポリテクセンター (常総市)	水海道協会
12/6	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
11/16~17・18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
11/28~29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
12/6~7	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/15~16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者</b>		
11/16~18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>プレス・シャーの金型等取付け等の業務</b>		
11/25~26	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会

<b>アーク溶接等の業務</b>		
12/1~2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
12/2~3	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>電気取扱業務 (高圧)</b>		
11/24~25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>クレーン運転の業務 (5トン未満)</b>		
11/16~18	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/29~30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/7~8	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
12/9~10	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/16~17	ポリテクセンター (常総市)	水海道協会
<b>特定粉じん作業</b>		
12/1	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
12/6	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>安全管理者能力向上教育</b>		
11/21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>職長教育</b>		
11/16~17	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
11/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
12/13~14	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
12/13~14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
12/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>安全衛生推進者講習</b>		
11/12~13	平成館 (古河市)	古河協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
12/12~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>リスクアセスメント担当者研修 (製造業等)</b>		
11/18	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
<b>保護具着用管理者研修</b>		
11/17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>労務管理セミナー</b>		
12/9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>KYTトレーナー研修会</b>		
12/1~2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・中災防
<b>KYTリーダー研修会</b>		
12/5	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
水海道	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478